

社会福祉法人京都杉の木会
役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都杉の木会（以下「法人」という。）の理事長、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員・苦情解決第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等が法人の業務を行うときは報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 理事長	1回	9,000円
(2) 理事及び監事	1回	8,000円
(3) 評議員及び評議員選任・解任委員	1回	8,000円
(4) 苦情解決第三者委員	1回	8,000円

3 施設の職員が役員等を兼ねる場合においては、第1項の規定に関わらず報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が法人の職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

2 旅費の額は、施設職員の旅費規程の例による。

(支給方法)

第4条 報酬及び旅費の支給方法は、施設職員の給与等支給規則の例による。

附 則

この規程は、平成30年6月13日から施行する。

この規程は、令和8年6月19日から一部改訂し施行する。